

（緊急制動表示灯）

第68条の2 次に掲げる原動機付自転車については、細目告示第249条の2第3項及び別添53の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）による改正前の細目告示第249条の2第2項及び別添53の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和7年6月14日以前に製作された二輪の第一種原動機付自転車
- 二 令和5年8月31日以前に製作された第二種原動機付自転車
- 三 令和7年6月15日以降に製作された二輪の第一種原動機付自転車であって、令和7年6月14日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの
- 四 令和5年9月1日以降に製作された第二種原動機付自転車であって、令和5年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けたもの